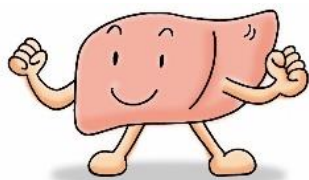


ウイルス性の慢性肝炎・肝硬変及び肝がんに係る 定期検査費用助成のご案内

熊本県では、B型・C型肝炎ウイルスの慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）の方が県が指定する医療機関で定期検査を受けたとき、検査費用の一部を助成しています



熊本県マスコット カンゾーくん

定期検査を受けて
重症化を予防しましょう



詳細は
熊本県HP
に掲載して
います



助成対象の方

- ・熊本県内にお住まいの方（住民票上の住所が熊本県内の方）
- ・公的医療保険に加入している方（国民健康保険など）
- ・慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者の方（治療後の経過観察を含む）
- ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方（治療中でない方）
- ・市町村民税（所得割）の課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- ・県又は市町村のフォローアップ事業に同意した方

助成対象の検査・助成回数（毎年度に2回まで）

- ・熊本県肝疾患専門医療機関（または他の都道府県の肝疾患専門医療機関）で受けた定期的な検査に係る初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料、次の検査項目の検査料について、年度ごとに2回まで助成が受けられます

検査項目	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像（自動機械法）	
出血・凝固検査	プロトロン時間（PT）、活性化部分トロボプラスチン（APTT）	
血液化学検査	総ビリルビン（BIL/総）、直接ビリルビン（BIL/直）、総蛋白（TP）、アルブミン（BCP改良法・BCG法）（Alb）、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、総コレステロール（Tcho）、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）	
腫瘍マーカー	α-フェトプロテイン（AFP）、AFP L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連	HBs抗原、HBs抗体、HBVジェノタイプ判定等（HBs抗体等）	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査（断層撮影法（胸腹部））	

※肝硬変や肝がんの場合、超音波検査に代えてCTまたはMRIを対象とできます

申請の手続き

助成の要件を 確認

- 熊本県内に住所を有している
- 公的な医療保険に加入している
- 慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者の方（治療後の経過観察を含む）
- 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方（治療中でない方）
- 市町村民税（所得割）の課税年額が235,000円未満の世帯に属する方

県の指定する 医療機関で

定期検査を 受ける

- 熊本県肝疾患専門医療機関で定期検査を受ける
- 窓口で請求された検査費用を支払う
 - ※受け取った領収書・診療明細書は保管してください
 - ※検査日が複数にわたっても、おおむね1か月以内で年度内に終了する場合も対象となります

定期検査日の 翌年度4月末までに

県へ申請

※2回分まとめて
申請することも
可能です

- 県の健康危機管理課へ次の書類を提出する（郵送・持参）
 - ・費用請求書
 - ・定期検査の領収書・診療明細書
 - ・世帯全員が記載された住民票の写し ◆
 - ・世帯全員の市町村民税課税年額（所得割）を証明する書類 ◆
 - ・定期検査費用の助成に係る医師の診断書（県の指定する様式）★
 - ・フォローアップ事業参加同意書（県又は市町村）★

- ◆同一年度で2回目の請求の場合、提出は不要です
- ★既に提出済みで状況の変化がない場合、提出は不要です

助成費用の計算

県が算出し
た助成対象
の検査費用

—

住民税非課税世帯の方 0円
住民税非課税世帯ではない方
慢性肝炎：2,000円
肝硬変・肝がん：3,000円

=

県の助成額

※計算の結果、県の助成額が0円になることもあります

【お問合せ・提出先】

熊本県健康福祉部健康危機管理課 ☎096-333-2783

〒862-8570（住所が省略できます） 熊本市中央区水前寺6-18-1

お住まいを管轄する保健所に持参することも可能です